

千 葉 市 公 害 健 康 被 害 救 済 補 償 要 綱

昭和 5 0 年 2 月 1 日 施 行
昭和 5 1 年 1 月 1 2 日 全 改 正
昭和 6 3 年 3 月 1 日 一 部 改 正
平成 2 2 年 4 月 1 日 一 部 改 正
平成 2 5 年 1 0 月 7 日 一 部 改 正
平成 2 6 年 6 月 1 日 一 部 改 正
令和 元 年 5 月 1 日 一 部 改 正
令和 7 年 3 月 3 1 日 一 部 改 正

(目 的)

第 1 条 この要綱は一般財団法人千葉県公害防止協力財団からの拠出金を主な財源として、事業活動その他の人の活動に伴って生じた大気汚染の影響による健康被害に係る補償等を行うことによって、健康被害に係る被害者およびその遺族の生活の安定ならびに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(用 語 の 定 義)

第 2 条 この要綱において「廃止前の条例」とは、昭和 4 9 年 1 1 月 3 0 日付けで廃止された千葉市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例（昭和 4 7 年千葉市条例第 4 9 号）をいう。

2 この要綱において「法」とは、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 1 1 号）をいう。

3 この要綱において「法被認定者」とは、法の規定により市長の認定を受けた者（法第 4 条 6 項ただし書の規定に該当することとなった者、法第 7 条に規定する認定の有効期間が満了した者、法第 9 条の規定により認定が取り消された者および法第 4 条第 6 項ただし書の規定により市長が認定したとみなされる者で当該認定したとみなされたときから 1 年を経過しないでいる者を除く。）をいう。

(千葉市公害健康被害救済補償要綱)

4 この要綱において「要綱被認定者」とは、この要綱による改正前の千葉市公害健康被害補償要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により市長の認定の見直しを受けて認定された者（法第4条第1項の規定による認定を受けた者ならびにこの要綱第4条の準用規定により認定の有効期間が満了したものおよび認定が取り消された者を除く。）をいう。

5 この要綱において「疾病」とは、公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第368号）による改正前の同令別表第1の1の項に掲げる疾病をいう。

(給付の種類)

第3条 この要綱による給付の種類は次のとおりとする。

- (1) 療養の給付および療養費
- (2) 障害補償費
- (3) 遺族補償費
- (4) 遺族補償一時金
- (5) 遺族補償金
- (6) 児童補償手当
- (7) 療養補償金
- (8) 療養手当
- (9) 短期療養手当
- (10) 葬祭料

(要綱被認定者に対する認定の有効期間等)

第4条 要綱被認定者に対する認定の有効期間、認定の更新および認定の取消しに関し必要な事項は、法第7条から第9条までの規定を準用する。

2 市長は、要綱被認定者に対し、公害医療手帳（様式第1号）を交付する。

(法の例による給付の支給)

第5条 市長は、要綱被認定者およびその遺族又は養育者ならびに葬祭を行う者に対し、法の例により第3条第1号、第2号、第3

号、第4号、第6号、第8号および第10号に掲げる給付の支給を行う。

(遺族補償金の支給)

第6条 市長は、法被認定者および要綱被認定者が死亡したときは、その遺族に対し、遺族補償金を支給する。ただし、遺族が法又はこの要綱による遺族補償費の支給を受けることができる間は支給しない。

2 前項に規定する遺族補償金の額は、次に掲げるとおりとする。
ただし、法又はこの要綱により既に支給を受け、又は受けることができる障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、児童補償手当および療養補償金ならびに旧財団法人千葉県公害防止協力財団から既に支給を受けた補償一時金の合算額に相当する額を控除した額とする。

(1) 当該認定に係る疾病に起因して死亡したとき

1 2 0 0 万円

(2) 当該認定に係る疾病以外の原因に起因して死亡したとき

6 0 0 万円

3 遺族補償金の支給を受けることができる遺族は、令和7年3月30日までに本市の管轄の法被認定者となった者の遺族であって、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、法被認定者又は要綱被認定者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 法被認定者又は要綱被認定者の死亡の当時その者によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) 法被認定者又は要綱被認定者の認定の申請又は認定の見直し申請の当時その者によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4) 前2号に該当しない子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

4 遺族補償金の支給を受けることができる者の順位は、前項各号

の順序により、同項第2号から第4号までに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序による。

5 前項の場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

6 遺族補償金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

7 遺族補償金の支給を受けることができる者が、第2項に規定する遺族補償金の額が確定するまでの間に次の各号の一に該当するに至ったときは、その者に対する遺族補償金は、支給しない。ただし、第2号から第4号までに掲げる場合で他に遺族補償金の支給を受けることができる遺族がいなときは、この限りでない。

(1) 死亡したとき

(2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき

(3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき

(4) 離縁によって、死亡した法被認定者又は要綱被認定者との親族関係が終了したとき

8 遺族補償金の支給を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が遺族補償金の支給を請求することができる。前項の規定により遺族補償金が支給されないこととなった場合において、同順位者がなくて後順位者があるときも同様とする。

(療養補償金の支給)

第7条 市長は、法被認定者、要綱被認定者およびその養育者が法

(千葉市公害健康被害救済補償要綱)

又はこの要綱による障害補償費又は児童補償手当の支給を受けることができないときは、その者に対し、療養補償金を支給する。ただし、令和7年3月31日以降に本市の管轄の法被認定者となった者については、この限りでない。

- 2 前項に規定する療養補償金の額は、1月につき4千円とし、その支払いは、定期的に行うものとする。
- 3 法第11条の規定は、前2項の規定による療養補償金の支給について準用する。

(短期療養手当の支給)

第8条 市長は、法被認定者および要綱被認定者が法又はこの要綱による療養手当の支給を受けることができない場合において、当該認定に係る疾病につき法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる療養を受けた日数が1月につき2日又は3日であるときは、その者に対し、短期療養手当を支給する。ただし、令和7年3月31日以降に本市の管轄の法被認定者となった者については、この限りでない。

- 2 前項に規定する短期療養手当の額は1月につき4千円とする。

(未支給の給付)

第9条 市長は、第3条に掲げる給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その支給を請求することができる。

- 2 未支給の給付を受けることができる者の順位は、前項に規定する順序による。
- 3 未支給の給付を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたも

のとみなし、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(給付の請求)

第 10 条 遺族補償金の支給を受けようとする者は、遺族補償金請求書（様式第 2 号）を、療養補償金の支給を受けようとする者は、療養補償金請求書（様式第 3 号）を、短期療養手当の支給を受けようとする者は、短期療養手当請求書（様式第 4 号）を、未支給の給付の支給を受けようとする者は、未支給の給付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 療養補償金及び短期療養手当の支給の請求は、当該請求をすることができるときから 2 年を経過したときは、することができない。

3 遺族補償金の支給の請求は、被認定者が死亡したとき（法又はこの要綱による遺族補償費を受けることができる者がいる場合においては、法第 29 条第 3 項に規定する期間が満了した時又は法第 35 条第 3 項に該当するに至ったとき）から 2 年を経過したときは、することができない。

4 未支給の給付の支給の請求は、当該請求をすることができるときから 5 年を経過したときは、することができない。

(他原因の参酌)

第 11 条 市長は遺族補償金（第 6 条第 2 項第 2 号に掲げるものを除く。以下本条において同じ。）、療養補償金および短期療養手当の額を定めるにあたり、法の例により他の原因を参酌することができる。ただし、遺族補償金にあつては、6 百万円を参酌の対象とする。

(給付の免責)

第 12 条 この要綱による給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害のてん補がされた場合においては、市長はその価額の限度で当該給付を支給する義務を免れる。

(不正利得の返還)

(千葉市公害健康被害救済補償要綱)

第 1 3 条 偽りその他不正の行為によってこの要綱による給付の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から当該給付の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第 1 4 条 この要綱による給付の支給を受ける権利は、譲渡し又は担保に供することができない。

(附帯事業)

第 1 5 条 市長は、この要綱による附帯事業として公害保健福祉事業を行うことができる。

(委任)

第 1 6 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この要綱は昭和 5 1 年 1 月 1 2 日から施行する。ただし、第 6 条および第 7 条の規定は、昭和 4 9 年 1 1 月 3 0 日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 この要綱施行期日までに係る給付の支給については、なお従前の例による。

2 法被認定者又は要綱被認定者が昭和 4 9 年 1 1 月 3 0 日からこの要綱施行の前日までの間に死亡した場合において、その遺族が当該死亡について旧要綱の規定による遺族見舞金の支給を受けたときは、第 6 条の規定による遺族補償金の額は、同条第 2 項の規定により算出した額から当該支給を受けた遺族見舞金の額を控除する。

3 前項の場合において、当該死亡した法被認定者又は要綱被認定者に支給すべき第 7 条の規定による療養補償金があるときは、市長は、その者の遺族の請求に基づき、当該療養補償金を支給することができる。この場合においては、第 6 条第 3 項から第 8 項ま

(千葉市公害健康被害救済補償要綱)

での規定を準用する。

- 4 要綱被認定者に対する認定の有効期間の始期は、昭和49年11月30日とする。
- 5 要綱被認定者に対して交付された旧要綱第5条第3項の規定による公害医療手帳は第4条第2項の規定による公害医療手帳とみなす。

附 則

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(千葉市公害健康被害救済補償要綱)

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。